

平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 泉 真		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針  生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。				
	金額(単位:千円)	H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初
一般会計	19,482,386	28,598,644	28,488,893	
特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	<b>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</b> ・自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供。 ・生物多様性国家戦略の見直し。 ・国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。			
	<b>【自然環境の保全・再生】</b> ・里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。 ・国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保管理。 ・多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。			
	<b>【野生生物の保護管理】</b> ・「種の保存法」に基づく、希少野生動植物個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定、生息状況等の調査による現状把握。 ・「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。 ・「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。 ・「外来生物法」に基づく、外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等の実施。			
	<b>【動物の愛護及び管理】</b> ・「動物愛護管理法」に基づき策定された動物愛護管理基本指針の推進。 ・動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための指導普及の推進。			
	<b>【自然とのふれあいの推進】</b> ・自然公園等の優れた自然を有する地域から、身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおける施設整備。 ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。 ・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策及び適正利用に係る検討・調査等の実施。			

施策の方針に対する総合的な評価

<b>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</b> 新・生物多様性国家戦略の基本的方向や施策の方針に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。 新・生物多様性国家戦略は策定後5年をめぐりに見直しを行うこととされており、見直しの検討を開始するとともに、生物多様性保全に係る推進体制の充実・強化を図った。
<b>【自然環境の保全・再生】</b> 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資す

る取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、平成 19 年1月に小笠原諸島が世界遺産条約に基づく暫定一覧表に記載されるなど目標達成に向けた着実な進展があった。しかし、自然環境の再生に向けた取組は始まったばかりであり、今後も引き続き一層の施策の推進が必要である。

#### 【野生生物の保護管理】

保護増殖事業計画の策定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げた。また、改正鳥獣保護法が公布され、鳥獣の生息状況の変化等に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するための鳥獣保護制度の見直しについて大きな進捗が見られた。

#### 【動物の愛護及び管理】

動物愛護管理の普及啓発の推進、改正動物愛護管理法の施行を受けた、動物愛護管理基本指針の策定、自治体に対する技術的助言、周知パンフレット等の配布、さらに、所有者明示を推進するための個体識別データベース及び動物センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少していくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、犬ねこの引取数が減少の傾向を維持する等、人と動物との共生など目標達成に向け進展があった。

#### 【自然とのふれあいの推進】

自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にすゝる気持ちの育成が図られた。特に、「温泉法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成19年3月2日、4月18日成立)し、温泉資源保護対策や国民の温泉に対するニーズに対応するための情報提供の充実など、温泉行政に関する制度の見直しについて大きな進捗が見られた。

### 今後の主な課題



#### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地からの耕作放棄への転換が依然進行していることなどから、社会情勢の変化等をふまえた生物多様性の状況把握と保全のための対応が必要。生物多様性条約の第10回締約国会議の招致が閣議了解されたことを受け、国際的取組を一層充実することが必要。

#### 【自然環境の保全・再生】

国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境の効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討。地域の多様な主体の参画による自然再生事業を着実に実施する必要。

#### 【野生生物の保護管理】

レッドリストの定期的な更新及びそのための情報収集。  
種の保存法に基づく、希少種の流通の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等の更なる推進。  
改正鳥獣保護法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施、鳥獣被害に強い地域づくりの推進、渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等による国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の保全等の推進。

#### 【動物の愛護及び管理】

ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。  
動物センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくため、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参画自治体の増加及び適正譲渡の推進。  
動物の所有者明示を推進するためマイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。  
動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及の強化。

#### 【自然とのふれあいの推進】

国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。  
地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。  
環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進。  
温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための政省令等の整備及び温泉資源保護のためのガイドラインの作成。  
魅力ある温泉地づくりを支援するため、温泉の有効活用の推進及び地域の活性化に貢献する施策の検討。

### 今後の主な取組



#### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開するとともに、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみ、平成19年度中に第3次戦略の策定を行う。

第3次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、より一層充実した自然環境情報整備を図るための取組を推進する。  
生物多様性条約の第10回締約国会議の招致に向けた取組を行う。

**【自然環境の保全・再生】**

自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態的ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進する。

地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。

世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦・登録を目指した取組を進めるとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。

自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援の充実を検討する。

**【野生生物の保護管理】**

レッドリストの見直しを完了させるとともに、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、保護増殖事業の着実な推進を図る。改正鳥獣保護法等に基づく具体的施策の展開や鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等により野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

**【動物の愛護及び管理】**

動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施。

動物愛護管理法に基づき、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画の技術的助言を行う。

再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加、システムのより一層の充実を図るとともに適正譲渡講習会を開催する。

個体識別措置の普及を図るほか、個体識別データに関するデータベースの運用を開始する。

**【自然とのふれあいの推進】**

パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。

地域資源の持続的な保全・活用のため、エコツーリズムの普及・定着を図る。

環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。

温泉資源保護のためのガイドラインを作成するため、温泉に関する専門的知識を有する学識経験者等による技術的・専門的な検討を実施する。

温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査や禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏まえた検討調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。

温泉の成因メカニズムや温泉に関する科学的な情報及び温泉入浴上の注意等の情報を発信するほか温泉地の特性を活かした取組を支援するとともに、魅力ある温泉地づくりモデル地区の整備事業の実施を目指す。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価


目標 5-1	<b>基盤的施策の実施及び国際的取組</b>
	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。
環境白書での位置づけ	6章1節 生物多様性の保全のための国家戦略
	6章10節 自然環境の保全に関する国際的枠組の下での取組と新たな国際的枠組みづくり

関係課・室	自然環境計画課						
指標の名称及び単位	(間接) モニタリングサイト設置数[箇所]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	0	120	406	618	800	H19年度	1,000
目標を設定した根拠等	基準年	平成14年度		基準年の値	0		
	根拠等	新・生物多様性国家戦略					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b> 生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、平成14年3月に策定した新・生物多様性国家戦略に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。</p> <p><b>【有効性】</b> 生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的に事業が実施された。 自然環境の状況や社会経済の変化を施策に反映させるため、新・生物多様性国家戦略の見直し検討を開始した。 サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。特に、平成18年11月には日豪政府の主導により「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足し、アジア太平洋地域における渡り鳥保全にかかる国際協力体制が強化された。 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)事務局をパラオ共和国と共同運営することにより、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。</p> <p><b>【効率性】</b> 新・生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。</p>						



<b>&lt;今後の展開&gt;</b>	
新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開する。また、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみながら、平成19年度中に第3次生物多様性国家戦略の策定を行う。	
第3次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、我が国の自然環境の状況について、より一層充実した情報の整備を図るための取組を推進する。	
平成18年1月に生物多様性条約の第10回締約国会議の招致が閣議了解されたことを受け、招致に向けた取組を行う。	

目標5-2	<b>自然環境の保全・再生</b>						
	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。						
環境白書での位置づけ	6章2節 重要地域の保全と生態系ネットワーク						
	6章3節 里地里山の保全と持続可能な利用						
	6章4節 湿原・干潟等湿地の保全						
	6章5節 自然の再生・修復						
	6章6節 野生生物の保護管理						
関係課・室	自然環境計画課						
指標の名称及び単位	(間接) 国立公園計画の点検実施済地域数[地域] (間接) 自然再生推進法に基づく協議会数[協議会] (間接) 環境省の自然再生事業実施地区数[地区]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	19	21	23	33	36	H19年度	57
	0	4	13	18	18		
	11	17	21	18	19	-	増加傾向を維持

目標を設定した根拠等	基準年根拠等	-	基準年の値	-
評価・分析	<p data-bbox="511 128 1203 159">国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。</p> <p data-bbox="342 186 423 214"><b>【必要性】</b></p> <p data-bbox="362 220 1409 283">自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。</p> <p data-bbox="362 289 1421 422">特に国立公園は、環境基本計画及び新・生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。</p> <p data-bbox="362 428 1421 527">生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。</p> <p data-bbox="362 533 1421 632">かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。</p> <p data-bbox="342 659 423 686"><b>【有効性】</b></p> <p data-bbox="362 693 1421 791">国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、36地域であり、全地域(57地域)の点検を実施するという目標に対して63%の達成率となっている。</p> <p data-bbox="362 798 1421 896">平成18年度は、4つの国立公園において特別保護地区が拡張され、そのうちの1つにおいては公園区域も拡張された。これにより、国土全体の9%が国立・国定公園に指定され、優れた自然の風景地や当該地における生物多様性保全が図られている。</p> <p data-bbox="362 903 1421 963">平成15年度に施行された自然公園法改正によって創設された制度を活用し、吉野熊野国立公園に利用調整地区を指定したほか、特別地域において捕獲を規制する指定動物として9種類を指定した。</p> <p data-bbox="362 970 1421 1033">グリーンワーカー事業による登山道の整備、活動困難地における美化清掃等の実施、山小屋へのし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。</p> <p data-bbox="362 1039 1421 1100">里地里山等については、里地里山保全・再生モデル事業を通じ、保全再生のための実施計画である「地域戦略」が策定され、本戦略に基づく保全活動が実施されるなど成果を上げている。</p> <p data-bbox="362 1106 1421 1169">干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟・藻場・マングローブ等のタイプごとの保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。</p> <p data-bbox="362 1176 1421 1239">自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっている。</p> <p data-bbox="362 1245 1360 1276">自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来に渡って市民等に活用されることが期待される。</p> <p data-bbox="362 1283 1421 1381">自然再生推進法の運用を推進することにより、平成18年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計18箇所(18年度単年度に1箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が11箇所で策定され、自然再生事業実施計画が12件(18年度単年度に7件)主務大臣に送付されている。</p> <p data-bbox="342 1409 423 1436"><b>【効率性】</b></p> <p data-bbox="362 1442 1421 1608">我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。</p> <p data-bbox="362 1614 1421 1680">湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の結果を活用して、保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。</p> <p data-bbox="362 1686 1421 1749">自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。</p> <p data-bbox="362 1755 1308 1787">自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進している。</p>			
				

<今後の展開>

自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態的ネットワーク形成を推進する。国立・国定公園の指定地域を総点検し全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進する。

地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。

世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、世界自然遺産の推薦候補地として選定された2地域(小笠原諸島、琉球諸島)の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。

里地里山の保全と持続可能な利用を推進するため、モデル事業を引き続き実施するとともに、新規事業である里地里山・里親プラン事業を着実に実施する。

多様な主体が里地里山地域を管理し、持続的に利用する枠組みの構築と、世界各地での自然共生社会の実現のため、その仕組みを世界へ提案することを「21世紀環境立国戦略」に盛り込み推進する。

平成14年度に施行された自然再生推進法を踏まえて、現在実施中の自然再生事業や地域の自然再生活動への支援等を着実に推進する。

自然再生に関する普及啓発活動を推進するとともに、地域住民、NPO等に対する支援の充実を検討する。

目標5-3	<b>野生生物の保護管理</b>							
	希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進等により生物多様性等への影響を防止する。							
環境白書での位置づけ	6章6節 野生生物の保護管理							
関係課・室	野生生物課							
指標の名称及び単位	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種、以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] (参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] (参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] (参考)保護増殖事業計画数[計画] (参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所] (参考)特定外来生物指定種類数							
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値	
指標	245/約1350	245/約1350	245/約1350	245/約1350	268/約1350	-	-	
	139/約30000	139/約30000	139/約30000	139/約30000	171/約30000			
	1665/約7000	1665/約7000	1665/約7000	1665/約7000	1665/約7000			
	21	21	34	37	38			
	56	59	60	66	66			
			80	83	H18年度	80		
目標を設定した根拠等	基準年	H16年度		基準年の値	60			
	根拠等	全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの						
評価・分析	<p><b>【必要性】</b>                  野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。                  特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による農林業等の被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。</p> <p><b>【有効性】</b>                  レッドリストの見直し作業の進展と調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。                  希少野生動植物の流通の適正化、保護増殖事業計画の新規策定、保護増殖事業の推進等により、希少野生動植物の保護施策の進捗が見られた。</p>							

	<p>鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の新規策定等により、野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。また、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護法の改正を行った(平成18年6月14日成立)。</p> <p>カルタヘナ法に基づき遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等の生物多様性への影響の防止が図られた。</p> <p>外来生物法の施行に基づき予防的観点から侵入の防止、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等に努め、総合的かつ体系的な外来生物対策に向けて進捗が見られた。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種・地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。</p> <p>特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進が外来生物等の対策の効率性を高める。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<b>&lt;今後の展開&gt;</b>	
引き続き、レッドリストの見直しを行う。	
種の保存法の適正な運用により、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。	
鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な保護管理を推進する。	
鳥インフルエンザ・ウイルスの保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。	
国指定鳥獣保護区の計画的な指定や、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。	
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施するとともに、環境中における生育状況の把握に努める。	
特定外来生物等の指定、防除事業の実施等を進めるとともに、非意図的導入生物対策の検討等に着手し、生物多様性への影響防止及び影響緩和対策の総合的・体系的な推進を図る。	

目標5-4	<b>動物の愛護及び管理</b>						
	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。						
環境白書での位置づけ	6章8節 飼養動物の愛護・管理						
関係課・室	動物愛護管理室						
指標の名称及び単位	(間接)都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	376,359	362,096	322,660	303,405	集計中	-	減少傾向の維持
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	動物の愛護及び管理に関する法律					
評価・分析	<b>【必要性】</b>						
	<p>都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。</p> <p>動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。</p>						
	<b>【有効性】</b>						
	<p>動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の愛護や動物による迷惑防止等の啓発ポスターを作成することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。</p> <p>都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施するとともに、今後の教材の一つとして、人と動物の共通感染症に関する資料を策定し、地域における動物適正飼養体制の整備を図った。</p>						

	<p>マイクロチップ埋込みによる個体識別データに関するデータベースを整備することで、特定動物(危険な動物)及び特定外来生物を含む動物の飼養に係る個体識別措置の実施体制の整備を図った。</p> <p>都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのインターネットを活用した広域的なデータベース・ネットワークシステムの運用を開始するとともに、適正譲渡講習会の実施やDVD教材の作成等により、動物の終生飼養を推進した。</p> <p>改正動物愛護管理法の内容についての周知・普及を行った他、実験動物の飼養及び保管に関する基準及び動物愛護管理基本指針の策定等を行うとともに、本指針のフォローアップ・改定及び施策の推進を図るための基礎的なデータの収集に着手することにより、改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用に向け取り組んだ。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>動物の愛護と適正な管理について、リーフレット等の配布のほか、引き続き、関係団体を通じた普及啓発やインターネット等の活用等により効果的かつ効率的に広く国民に周知している。</p> <p>動物の愛護と適正な管理を推進するため、国や自治体の行政に加えて、民間団体等と連携した取組を推進しており、効果的かつ効率的である。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<b>&lt;今後の展開&gt;</b>	
<p>動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護及び管理に取り組むこと、そうした取組に対する支援等を幅広く推進する。</p> <p>平成18年10月に策定された動物の愛護及び管理に関する基本指針の普及啓発並びにフォローアップを実施するとともに、各都道府県において作成する動物愛護管理推進計画の作成指導を実施する。</p> <p>改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用を図るため、必要となる基準等の改定等を検討する。</p> <p>引き続き、個体識別措置の普及等の措置を実施するとともに、個体識別データに関するデータベースの運用を開始する。</p> <p>再飼養支援データベース・ネットワークシステムについて参加自治体数の増加等、システムのより一層の充実を図るとともに適正譲渡講習会等を開催する。</p> <p>特定動物(危険な動物)の適正飼養マニュアル等を作成し、それらを基に都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識や技能の向上を目的とした講習会を実施する。</p>	

目標 5-5	<b>自然とのふれあいの推進</b>							
	自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にす気持ち等を育成する。							
環境白書での位置づけ	6章9節 自然とのふれあいの推進							
関係課・室	自然ふれあい推進室							
指標の名称及び単位	エコツアー総覧の年間アクセス件数[件] (参考)自然公園等利用者数[千人] (参考)パークボランティア登録人数/地区数[人/地区] (参考)子どもパークレンジャー参加者数[人] (参考)インターネット自然研究所のアクセス数[件] (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]							
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値	
指標	-	-	319,472	606,977	集計中	-	21年度末時点で17年度比50%増	
	935,979	916,716	908,118	905,269	集計中		-	
	1,681/36	1,616/36	1,737/38	1,825/40	1,815/40		-	
	968	1,064	834	840	1,515		-	
	465,145	897,229	1,163,618	1,321,705	1,277,642		-	
	14,953,458	15,320,428	15,098,986	14,725,041	集計中	-		
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	-						



評価・分析	<p><b>【必要性】</b></p> <p>環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらのニーズに対応する施策の必要性は高い。自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。</p> <p>利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。また、国立公園の利用拠点等の整備を国が直轄事業として実施し、国立公園の利用拠点等の整備を地方公共団体が実施している。以上の役割分担のもと、行政が担うことが必要な範囲で施設整備を行っている。</p> <p>国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利益を広く享受させるための基盤を整えることなど、国による施策の必要性は高い。</p> <p>保護及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。</p>
評価・分析	<p><b>【有効性】</b></p> <p>エコツアー総覧の年間アクセス件数は年間60万件、インターネット自然研究所については、月100万件を超えるアクセスがあり、多くの国民に対して情報の提供を行っている。</p> <p>自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページやガイドブックでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。</p> <p>エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起こす観光振興、雇用の確保や経済波及効果による地域振興など、様々な効果に寄与している。</p> <p>自然公園の利用者数は年間延9億人を超えており、快適な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。</p> <p>定期的な温泉成分の分析とその結果に基づく掲示の更新等を内容とする温泉法の改正により、一層利用者の温泉への信頼の確保が図られるなど、現在約1,500万人の利用がある国民保養温泉地の年間延宿泊利用人員数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上、有効である。</p>
	<p><b>【効率性】</b></p> <p>自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、情報の提供とサポートを効率的に実施している。</p> <p>施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト面からも有効性の高い効果がある事業を実施するなど、事業実施にあたっての効率性の向上に努めている。</p> <p>温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護や適正利用の効率性を高めている。</p>



<p><b>&lt;今後の展開&gt;</b></p> <p>インターネット自然研究所の必要なバージョンアップを図る。</p> <p>エコツーリズムの推進に向け、啓発事業やノウハウ確立事業、人材育成などの新たな施策を加えた一層の取り組みにより、エコツーリズムの普及・定着に向けた展開を図る。</p> <p>引き続き、環境教育・環境学習、地球環境保全、自然環境の保全・再生、地域の活性化等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。</p> <p>中央環境審議会答申(平成19年2月6日)において、温泉資源保護について「温泉は国民共有の資源であるという観点に立って、できる限り具体的・科学的なガイドラインを作成すべきである」と指摘されており、今後、技術的・専門的な検討を行い、ガイドラインを作成する。</p> <p>温泉の資源保護及び適正な利用のため、「温泉資源の保護対策等に関する検討調査」などを引き続き、積極的に展開する。</p> <p>温泉の適正な利用を促し、温泉の利益をより広く享受されるように、利用者が好みの温泉や温泉地を容易に選択することができるような温泉に関する情報を発信する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等

- 5-1  
 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)  
 自然公園法(昭和32年法律第161号)  
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)  
 二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和49年条約第8号、日豪:昭和56年条約第3号、日中:昭和56年条約第6号、日露:昭和63年条約第7号)  
 ワシントン条約(昭和55年条約第25号)  
 生物多様性条約第10回締約国会議等に関する閣議了解(平成19年1月16日)
- 5-2  
 自然再生推進法(平成14年法律第148号)  
 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)  
 自然公園法(昭和32年法律第161号)
- 5-3  
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成4年法律第75号)  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)(平成14年法律第88号)  
 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(平成15年法律第97号)  
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)(平成16年法律第78号)  
 ラムサール条約(昭和55年条約第28号)
- 5-4  
 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律105号)
- 5-5  
 温泉法(昭和23年法律第125号)

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H18当初			H19当初			H20反映		
5-1	自然環境保全基礎調査費	308,105			297,630					
	重要生態系監視地域モニタリング推進事業費	288,000			269,600					
	生物多様性情報システム整備推進費	50,840			62,816					
	生態系総合管理基盤情報整備費	80,020			63,051					
	生物多様性センター維持管理費	78,249			75,806					
	生物多様性国家戦略の見直し検討調査費	13,393			-					
	第三次生物多様性国家戦略実施等推進費	-			60,000					
	国土生態系ネットワーク形成推進費	35,031			30,003					
	アジア地域における生物多様性保全推進費	54,642			46,625					
	アジア地域渡り鳥等国际共同研究推進費	21,174			20,161					
	ワシントン条約対策費	11,316			10,702					
	第10回生物多様性条約締約国会議招致準備経費	-			5,466					
	国際自然保護連合分担金	1,206			1,303					
	国際自然保護連合拠出金	6,323			6,753					
	アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業費 (H19名称変更:国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)推進事業)	55,118			49,036					
5-2	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	96,681			106,486					
	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	150,000			150,000					
	国立公園管理計画等策定調査費	11,714			11,275					
	国立公園利用適正化システム策定費	25,313			21,286					
	自然公園民間活動推進モデル事業費	1,640			-					
	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	300,000			300,000					
	やんばる地域国立公園指定計画策定調査費	7,000			-					
	やんばる地域国立公園指定推進調査費	-			6,345					
	地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	24,234			17,484					
	国立公園内生物多様性保全対策費	42,171			42,613					
	特定民有地買上事業費	100,244			100,696					

	国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	218,247	244,041
	知床世界遺産センター整備事業費	35,006	344,529
	景観形成推進事業	14,157	13,752
	広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	15,805	18,089
	国立・国定公園総点検事業	-	30,500
	里地里山保全・再生モデル事業調査費	63,904	48,084
	里地里山・里親プラン事業費	-	32,221
	自然環境保全地域等保全対策費	3,516	3,516
	海域国立公園保全強化方策検討事業費	18,321	15,057
	21 サンゴ礁保全行動計画策定事業費	-	20,000
	22 自然再生事業関係費(自然公園等事業費の内数)	11,582,190 の内数	11,206,948 の内数
	23 自然再生活動推進費	51,313	50,168
	24 生物多様性センター整備費	8,748	83,419
	トキ生息環境保護推進協力費	18,438	18,409
	野生生物との共生推進費	40,990	35,596
	特定野生生物保護対策費	145,304	145,304
	希少野生動植物種保存対策費	14,021	12,957
	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	13,714	14,979
	鳥獣保護基盤整備費	43,911	38,805
	希少種保護費	168,601	232,403
	野生生物保護管理施設等整備費	648,761	69,122
	野生生物保護センター等維持費	110,580	120,062
	地球温暖化対策関連施設整備	59,662	8,523
	国際湿地保全連合分担金	5,488	5,932
	野生鳥獣情報整備事業費	58,634	62,015
	共生のための自然環境維持形成技術実証事業	24,731	-
5-3	国立公園における大型獣との共生推進費	-	22,051
	国指定鳥獣保護区対策費	13,982	13,345
	特定鳥獣対策費(H19 名称変更: 鳥獣保護管理対策費)	116,661	122,698
	野生鳥獣感染症対策事業費	67,199	65,771
	国指定鳥獣保護区管理強化費	29,730	30,286
	国指定鳥獣保護区の保護管理マスタープラン策定事業費 (H19 名称変更: 国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業)	5,500	5,496
	カルタヘナ議定書事務局拠出金	5,979	8,191
	21 遺伝子組換え生物対策事業	58,129	54,945
	22 外来生物対策費	58,947	54,051
	23 外来生物飼養等情報データベースシステム構築費	98,717	80,150
	24 外来生物対策管理事業地方事務費	32,783	36,627
	25 特定外来生物防除等推進事業	350,000	349,921
	26 野生生物専門家活用事業費	-	31,475
5-4	動物愛護管理推進費	107,037	81,834
	動物愛護普及啓発事業	5,341	5,327
5-5	自然環境学習指導者育成事業費	5,000	4,599
	自然公園指導員実施経費	2,148	-
	パークボランティア活動推進事業実施経費	1,088	-
	自然公園等利用ふれあい推進事業経費	-	5,024
	自然ふれあい体験学習等推進事業費	5,000	4,503
	エコツーリズム総合推進事業費	30,044	129,344
	エコツーリズムモデル事業実施経費	101,530	-
	子どもパークレンジャー事業費	11,737	11,201
	自然公園等利用推進事業費	4,962	4,920
	自然公園等利用推進事業実施経費	1,877	-

インターネット自然研究所バージョンアップ事業費	64,047	79,421
新宿御苑「環境の杜」事業費	8,262	-
自然公園等事業に必要な経費	10,145,190	9,769,948
自然環境整備交付金に必要な経費	1,437,000	1,437,000
自然公園等事業工事諸費に必要な経費	567,810	560,052
温泉の保護・適正利用対策費	26,737	25,283

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項 番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

特記事項

<p>&lt; 政府重要政策としての該当 &gt;</p> <p>&lt; 当該施策に係る府省庁 &gt;</p> <p>&lt; 昨年度評価書からの変更点 &gt;</p> <p>指標5-2- : 算出方法を適正化するとともに、平成 17 年度以前の数値についても見直しを行った。 (平成 17 年度までは点検実施済み地域数を累積値としていたが、実数値に変更。)</p> <p>指標5-2- : 平成 17 年度までは自然再生事業実施地区数を累積値としていたが、 の指標との整合を図るため、 の指標についても実数値に変更。</p> <p>指標5-3- : 目標5-3 に関して「特定外来生物指定種類数」が参考指標となると考えられるため追加した。</p> <p>指標5-5- : 昨年度指標としていた「エコツアー総覧の登録件数」は目標値を達成したため、「エコツアー総覧の年間アクセス件数」に変更。</p> <p>目標5-5: 自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。</p> <p>(理由)</p> <p>本施策を構成する具体的な手段として、「温泉法の適正な運用を図ること」も重要であることから、目標に追記したものである。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	指標
	5-1- (間接) モニタリングサイト設置数
	5-2- (間接) 国立公園計画の点検実施済み地域数
	5-2- (間接) 自然再生推進法に基づく協議会数
	5-2- (間接) 環境省の自然再生事業実施地区数
	5-3- (参考) 脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種、以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3- (参考) 昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3- (参考) 維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3- (参考) 保護増殖事業計画数
	5-3- (参考) 国指定鳥獣保護区指定箇所数
	5-3- (参考) 特定外来生物指定種類数
	5-4- (間接) 都道府県等による犬ねこの引取り数
	5-5- エコツアー総覧の年間アクセス件数
	5-5- (参考) 自然公園等利用者数
	5-5- (参考) パークボランティア登録人数 / 地区数
	5-5- (参考) 子どもパークレンジャー参加者数
	5-5- (参考) インターネット自然研究所のアクセス数
	5-5- (参考) 国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
指標の解説	5-1- : モニタリングサイトとは、全国の自然環境の劣化を早期に把握し、動植物や生息環境等の長期的モニタリングを行う定点をいし、全国満遍なく自然環境変化を測定するため、1,000 箇所程度設置するものである。

	<p>5-2- :28の国立公園は57の地域に分けられ、それぞれの地域毎に公園計画が作成されている。公園計画については、国立公園をとりまく自然的・社会的条件の変化に対応して、概ね5年毎に見直すこと(公園計画の点検)とされているため、過去5年間に点検を実施した地域数を指標とする。</p> <p>5-2- :自然再生推進法第8条に基づく協議会数</p> <p>5-2- :自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)</p> <p>5-3- :レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3- :レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3- :レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3- :種の保存法第45条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数</p> <p>5-3- :鳥獣保護法第28条に基づき国の指定した鳥獣保護区の面積及び箇所数</p> <p>5-3- :外来生物法第2条に基づき指定された特定外来生物の種類数</p> <p>5-4- :都道府県等において引き取った犬ねこの数</p> <p>5-5- :エコツアー事業者、宿泊施設等の環境省が支援する情報配信ホームページの年間アクセス数</p> <p>5-5- :国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の利用者数</p> <p>5-5- :自然観察や利用者指導等を行うパークボランティアの一地区当たりの登録人数</p> <p>5-5- :環境省と文部科学省が連携して実施する子どもパークレンジャー事業へ参加した小中学生の数</p> <p>5-5- :インターネット自然研究所のホームページへのアクセス数(毎年度1月期)</p> <p>5-5- :自然とのふれあいを求めて、休養・健康づくり等のため国民保養温泉地に宿泊利用した人員数</p>
評価に用いた資料等	<p>5-1- :新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果</p> <p>5-5- :平成17年度温泉利用状況(平成18年3月)</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>5-2- :国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する場合がある。</p> <p>5-3- ~ :野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。</p> <p>5-3- :利害関係者の理解や関係行政機関との調整の状況が影響する。</p> <p>5-5- :国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、又は温泉地に対する風評等により影響を受ける。</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------